

射水市監査委員告示第12号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和7年10月に実施した地域福祉課、社会福祉課、介護保険課、保険年金課、保健センター、子育て支援課、こども福祉課の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年10月14日

射水市監査委員 村上欽哉

射水市監査委員 折橋清弘

射水市監査委員 吉野省三

定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

(福祉保健部) 地域福祉課、社会福祉課、介護保険課、保険年金課、
保健センター

(こども家庭部) 子育て支援課、こども福祉課

(2) 選定理由

福祉保健部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査方法	監査対象	前回の監査	
監査委員監査	地域福祉課	令和6年9月25日 ～ 令和6年10月9日 (令和5年度執行分)	書面監査
	保健センター		
書面監査	介護保険課	令和6年9月25日 ～ 令和6年10月9日 (令和5年度執行分)	監査委員監査
	保険年金課		
	社会福祉課		
	子育て支援課		
	こども福祉課		

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和6年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。 イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。 ウ 実績報告に基づく精算は適切か。 エ 補助の効果は確認されているか。また、補助

	効果の点から整理すべきものはないか。
(2) 適正な契約手続が行われないリスク	<p>ア 隨意契約による場合、その理由は適正か。</p> <p>イ 隨意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。</p> <p>ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。</p> <p>エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。</p> <p>オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。</p>
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	<p>ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。</p> <p>イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。</p> <p>ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。</p> <p>エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p>

4 監査の実施内容

福祉保健部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和7年9月25日から令和7年10月9日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 地域福祉課

地域福祉課は、地域福祉の計画や連絡調整の事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 地域福祉計画及び高齢者保健福祉計画に関すること。
- ② 民生委員・児童委員に関すること。
- ③ 地域包括ケアシステムに関すること。
- ④ 生活支援体制整備事業に関すること。
- ⑤ 重層的支援体制の整備推進に関すること。

(2) 社会福祉課

社会福祉課は、障がい者福祉や生活保護に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 障がい者（児）福祉に関すること。
- ② 障がい者差別解消に関すること。
- ③ 生活保護に関すること。
- ④ 災害罹災者の援護に関すること。

(3) 介護保険課

介護保険課は、介護保険に関する事務及び管理を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 介護保険事業に関すること。
- ② サービス事業所の指定・登録等に関すること。
- ③ 介護認定審査会に関すること。
- ④ 認定調査に関すること。

(4) 保険年金課

保険年金課は、国民健康保険事業に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 国民健康保険事業に関すること。
- ② 国民年金事業に関すること。
- ③ 後期高齢者医療事業に関すること。

(5) 保健センター

保健センターは、健康づくり事業の企画、調整、管理に係る事務を行っており、主として次のようなことが行われている。

- ① 健康増進、感染症予防及び救急医療に関すること。
- ② ヘルスボランティア・食生活改善推進員に関すること。

- ③ 母子保健の企画、調整、管理に関すること。
- ④ 不妊治療費・不育症治療費助成に関すること。

(6) 子育て支援課

- 子育て支援課は、子ども・子育てに関する政策的業務や保育園等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。
- ① 子ども・子育て支援策の企画・立案に関すること。
 - ② 保育園の設置、運営、管理及び指導に関すること。
 - ③ 市立幼稚園の運営及び管理に関すること。
 - ④ 認定こども園に関すること。

(7) こども福祉課

- こども福祉課は、児童手当等やこども家庭センターの運営に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。
- ① 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
 - ② 子ども、妊産婦及びひとり親家庭等医療費助成に関すること。
 - ③ 児童館の運営、管理及び指導に関すること。
 - ④ こども家庭センターの運営・事業・相談支援業務に関すること。
 - ⑤ 子ども条例・子どもの権利に関すること。

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

(1) 地域福祉課

少子高齢化、核家族化の進展及び地域コミュニティの希薄化など、社会環境が日々変化する中、市民の抱える様々な問題を解決するため、制度や分野の枠を超えた重層的支援体制の強化が求められている。このような状況を踏まえ、地域と関係団体等との連携を強化するとともに、射水地域共生プランの中間見直しに基づく取組みを一層推進し、地域住民を包括的に支える体制の強化に努められたい。

(2) 保健センター

市民の健康増進の観点から様々な施策が講じられているが、がん検診等の受診率については、部位によっては低い項目もあることから、更なる啓発活動や受診率向上策の充実により、受診者数の増加に努められたい。また、市民の自主的な健康づくりの重要性に鑑み、ヘルスボランティアや食生活改善推進員の積極的な活動や市との連携強化により、市民の健康づくりの充実を図られるとともに、活動に必要な会員の増加にも注力されたい。